

審 査 申 立 書		受 付 印
東京第 1 検察審査会 御中		
申立年月日	平成 18 年 8 月 4 日	
申 立 人	〔資格〕 告訴人 告発人 請求をした者 被害者 親族	
	〔住居〕〒 - 都道 市区 東京府県 足立 町村	
	〔電話〕() -	
	〔職業〕 〔ふりがな〕 はんざわ かずのり 〔氏名〕 半澤 一 宣 印	
	〔生年月日〕 大正 昭和 平成 年 月 日生 歳	
申立代理人	〔資格〕 委任 法定	
	〔住居〕〒 - 都道 市区 府県 町村	
	〔電話〕() -	
	〔ふりがな〕 〔氏名〕 印	
罪 名	殺人、傷害、鉄道営業法違反（別紙の「付記」も御参照願います）	
不起訴処分	平成18年3月27日（東地刑第1552号）	
不起訴処分 をした 検 察 官	東京地方検察庁 東京区検察庁	検事 不明 副検事 検察事務官〔氏名〕 佐久間 進
被 疑 者	〔住居〕〒 - 都道 市区 府県 町村 (不明)	
	〔電話〕() -	
	〔職業〕東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 営業部 竹ノ塚駅長（事件発生当時） 〔ふりがな〕 けづか みつる 〔氏名〕 毛塚 満	
	〔生年月日〕 大正 昭和 平成 年 月 日生 歳（不明） ほか 1 名は 予備欄記載のとおり（2名以上は 欄に要記載）	

<p>被疑事実の要旨（事件、事故の様子）</p>
<p>2005（平成17）年3月15日（火曜日）16時50分ごろ、東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚駅構内の手動式踏切で、踏切保安係が上り準急列車の接近を失念し、上り普通列車が通過した後に遮断機早上げ防止装置による遮断機の自動ロックを解除するボタンを操作して遮断機を上げてしまったため、踏切道内に進入した通行人4名が上り準急列車にはねられ、2名が死亡、2名が重傷を負ってしまいました。</p>
<p>この踏切事故は、本件申立てに係る被疑者2名が、いわゆる「開かずの踏切」問題に起因する通行人とのトラブルの頻発によって踏切保安係が人為ミス対策としての安全装置を解除しての無理な踏切開放を日常的に行っていた事実を以前から把握していたにもかかわらず、その対策を怠り続けたことによって誘発されたものです。</p>
<p>不起訴処分を不当とする理由（審査申立て理由）</p>
<p>検察は、本件申立てに係る不起訴処分決定によって、事故当事者の踏切保安係に対しては刑事責任を厳しく追及（禁錮刑が確定）した一方で、踏切施設の管理者である東武鉄道株式会社の安全管理責任を不問にするという、片手落ちの決定をしたこととなります。これは「落とし穴を掘ったほう（安全装置を解除してまで踏切開放をせざるを得ない現実に見て見ぬふりをし続けた東武鉄道の責任者）よりも、落とし穴にはまったほう（安全装置解除のミスをした踏切保安係）が悪い」と言っているのと同じであり、社会通念上著しく不合理なものです。</p>
<p>また、本件不起訴処分の決定をした検察官は、私が本件踏切事故について昨年11月10日付けで行った、東武鉄道の別の本社社員2名に対する告発について、今年4月中旬まで放置し捜査を全く行わないでいたことを認めたとうえで、告発状と関係資料一式を私に返却しています。このような、職務怠慢が明らかな検察官による本件不起訴処分の決定については、捜査が十分に尽くされたうえでのものと信用することができず、また検察制度に対する国民の信頼を揺るがすものでもあります。</p>
<p>よって、起訴相当若しくは不起訴不当の議決をお願いしたく、審査を申し立てます。</p>
<p>予備（被疑者2名以上はこの欄に記載）</p>
<p>に記載した以外の被疑者の氏名等 大芦和夫（おおあし・かずお。住居及び生年月日は不明。事件発生当時の職名は、東武鉄道株式会社鉄道事業本部運輸部運転課課長補佐） 被疑事実の要旨と 不起訴処分を不当とする理由との詳細、並びに添付資料一覧は別紙に記載。</p>

(別紙)

所定の審査申立書用紙に記載し切れない、申し立て内容の詳細

被疑事実の要旨(事件、事故の様子)に関するもの

(1) 事件発生当時の「伊勢崎線第37号踏切」(事件が発生した踏切の正式名称。以下「第37号踏切」と略記します)を取り巻く状況

第37号踏切は、遅くとも昭和40年代にはいわゆる「開かずの踏切」状態となっており、踏切保安係が長時間待たされる通行人から「早く踏切を開けろ」と、詰所のドアを蹴破られたり、時には刃物を突き付けて迫られるなどのトラブルが、しばしば発生していました。しかし、現場責任者である歴代の竹ノ塚駅長は、警察に届け出たり、通行人からの苦情に対応するための要員を配置するなど、従業員(踏切保安係)の身の安全を守るための対策を何も講じていなかったことが、明らかになっています(注1)。

このため、第37号踏切に勤務する踏切保安係の全員が、社内規程に違反するのを承知のうえで、遮断機早上げ防止装置による遮断機の自動ロックを解除するボタン(以下「解除ボタン」と記します)を操作し、列車の接近を知らせる警報が鳴り始めてから列車が実際に踏切に到達するまでの1分以上の間合いを利用して、30~40秒間だけ便宜的に踏切を開けるといふ取扱方をせざるを得ない心理状態に追い詰められていました。

また、事件発生当時の第37号踏切では、近隣への騒音対策として、遮断機を下ろしたら警報音を完全に止めるよう、社内規程で定められていました。したがって、東武鉄道がこのような社会通念上非常識な安全管理体制を放置していたことが、事故当事者の踏切保安係が上り準急列車の接近を失念してしまったことと無関係でないことも、また明白です。

(2) 被疑事実

これに対して、毛塚満・竹ノ塚駅長と、東武鉄道の本社での職掌担当者であった大芦和夫・課長補佐の両被疑者は、踏切詰所への定期巡回の際、踏切保安係が自分の目の前で実際に解除ボタンを操作して遮断機を上げるのを目の当たりにし、現場で解除ボタンの使用が日常化していた実態を認識していたと、警察での事情聴取で認めているとされています(注2)。

また、毛塚駅長が竹ノ塚駅に着任したときに前任者から受け取っていた「駅長事務引継書」では、踏切関係の項目で、上に記した解除ボタン常用の問題にも言及し「解除ボタンの操作ミスが原因で事故が発生しても、会社は責任を取らない」旨が明記されていたことが、検察側が提示した証拠によって明らかになっています(注3)。

つまり、両被疑者は、社内規程に違反した危険な遮断機操作が現場で日常化している事実、ひいては解除ボタンの取り扱いミスに起因する重大事故がいつ発生してもおかしくない危険が存在していたことを、認識していなかったはずがありません。にもかかわらず、両被疑者は、解除ボタンの常用によりフェイルセーフ機能が殺されてしまった既存の装置に代わる、人為ミス対策の新たな安全装置を導入するよう担当部署に報告するべき職責を怠り続け、その結果として今回の事件を誘発してしまいました。

このことから、両被疑者には「踏切保安係の人為ミス(解除ボタンの操作ミス)に起因する事故を誘発して踏切通行人を死傷させてしまうのを、未然に防止できなくてもやむを得ない、構わない」という認識、すなわち未必の故意(未必の殺意)の認識があったことは明らかです。よって、両被疑者には、被害者の踏切通行人4名を未必の故意(未必の殺意)の認識に基づいて殺害若しくは負傷させた、殺人及び傷害の罪があることは明白です。

同時に、両被疑者のこのような不作為が、鉄道営業法第25条が罰則を定める「鉄道係員職務上の義務に違背し又は職務を怠り旅客若しくは公衆に危害を醸すのおそれある所為ありたる時」に抵触するものであることも、また明白です。

(3) 事件の背後関係のまとめ

以上の事実関係から明らかなのは、今回の事件は、解除ボタンの使用が日常化していた現場の業務実態と、上り準急列車の接近の失念という踏切保安係のミスとの2つが重なったことによって、発生してしまったものであるということです。

ここで留意すべきは、仮にこれらのどちらか片方だけであれば、今回の事件は発生していなかったということです。つまり、踏切保安係が通過列車の接近を失念してしまったとしても、解除ボタンを操作して遮断機を上げるという行為が踏切保安係の基本作業の1つであるかのような形で日常化されてしまった事態が引き起こされていなければ、今回の事件は起こらなかったはずです。

したがって、今回の事件については、他に接近してくる列車がないかどうかをよく確認しないで解除ボタンを操作し遮断機を上げてしまった踏切保安係のミスだけでなく、現場での解除ボタン使用の日常化を誘発し、かつその事実を把握した後も何ら対策を講じなかった両被疑者の不作為にも、責任が所在していることは明白です。

不起訴処分が不当であるとする理由（審査申立て理由）に関するもの

私は、本件被疑者2名を不起訴処分とした佐久間進検事（以下「検察官」と記します）に対して、刑事訴訟法第261条に基づき、不起訴処分とした理由の説明を求めました（注4）。

その説明には、以下の問題点があります。

(1) 事故予見可能性に係る判断における、重大な不合理の存在

検察官は、「踏切保安係が安全確認を怠って遮断機を上げることまでは予見できなかった」と説明しています。

しかし、検察官のこの判断には「『安全確認を怠って遮断機を上げ』てしまうことこそが人為ミスである」という認識が欠落している点で、重大な不合理があります。

検察官のこの論理に従うと、使用者（東武鉄道）が従業員（踏切保安係）に対して一切の人為ミスを許さず、常に完ぺきな作業の実行を求めるといふ、人間相手に明らかに無理な要求をすることが正当化されてしまう理屈になります。そうなれば、一般論としても、使用者が従業員の人為ミスに起因する事故を未然に防止する対策を講じるべき責務を棚に上げ、人為ミスを犯してしまった従業員に事故のすべての責任を押しつけてしまうことが、あらゆる事故や事件において正当化されてしまいます。これは、従業員の人為ミスへの対策を講じるべき、使用者として当然の責務の所在を事実上否定するものであり、社会全体の企業倫理のあり方にも影響を及ぼす、悪しき前例となってしまう懸念さえ生じます。

(2) 被疑者の「未必の故意（未必の殺意）」の認識に係る解釈方への疑問

検察官は、「両被疑者は（踏切保安係の解除ボタンの操作ミスによって）人が死んでもいいとまで思っていなかったことは確かだ」とも説明しています。

しかし、両被疑者は、本件事故の当事者に限らない踏切保安係が日常的に解除ボタンを操作して遮断機を上げるのを現に目撃していたことがある以上、解除ボタンの操作ミスに起因する死傷事故が発生し得る可能性を予見できなかったはずがありません。もしも、両被疑者がそのように主張するならば、それは責任を逃れるための詭弁以外の何物でもありません。

そのうえで、両被疑者は、解除ボタンの収納箱に鍵をかけて物理的に解除ボタンを使用できなくするなどの、事故防止対策を何も講じないままにいました。この不作為の事実こそ、この両被疑者に「解除ボタンの操作ミスに起因する死傷事故の発生を未然に防止できなくてもやむを得ない、構わない」という認識、すなわち「未必の故意（未必の殺意）」の認識が存在していたことの、明白な証拠です。

これらの事実関係を踏まえれば、「『両被疑者は人が死んでもいいとまで思っていなかったことは確かだ』から『未必の故意（未必の殺意）』に基づく殺人若しくは傷害罪は成立しない」という検察官の解釈が「未必の故意に基づく作為犯若しくは不作為犯は故意犯とみなす」という法解釈と矛盾する、言い換えれば「未必の故意」（未必の殺意）の概念そのものを否定する、不当な判断であることは明らかです。なぜなら、「『人が死んでもいい』という認識がなかったとしても、自分の作為若しくは不作為によって『結果的に人が死んでしまってもしかたがない』とする心理状態」のことを「未必の殺意」と定義し故意犯とみなすことが、法解釈上確立されているからです。

(3) 「片手落ち」の問題に係る、国家公務員たる検察官の資質に関する問題

検察官は「今回の事故は踏切保安係の安全確認義務違反に尽きる」とも説明しています。これは検察官が、「使用者（本件申立てに係る両被疑者を含む、東武鉄道の経営陣）が、従業員（踏切保安係）に落ち度があったことを理由に、施設管理者としての自らの責任問題を帳消しにする」という責任逃れ（従業員への責任転嫁）を追認してしまったことに他ならず、社会通念上からも合理性が認められない、不当な判断であることは明らかです。

また、検察官は、私が本件申立書用紙の の欄に記した「片手落ち」の問題を指摘した際、要旨「遺族や被害者には、民事訴訟で東武鉄道の責任を追及する手段がある。刑事責任の追及は、民事で解決できないときの最後の手段と考えるべきだ」とも述べていました。

検察官のこの論理に従うと、被害者・遺族以外の第37号踏切周辺の住民は、第37号踏切に係る東武鉄道のずさんな安全管理によっていつ重大事故に巻き込まれてもおかしくなかった危害にさらされ続けていたという、東武鉄道の鉄道営業法第25条違反行為（不作為）による犯罪被害を受け続けていたにもかかわらず、それに対する刑事責任の追及、すなわち社会的制裁を科す道が、検察によって一方的に閉ざされてしまうこととなります。

私は、検察官がこのような理由で公訴権の不行使を正当化したことは、国民の人権を守ることを通じて国民に奉仕すべき国家公務員としての資質に重大な疑問があることをも意味していると考えます。

以上の経過と理由から、私は、本件申立てに係る両被疑者が不起訴処分とされたことに納得できません。

よって私は、貴審査会において、本件不起訴処分について起訴相当、若しくは不起訴不当の議決を出されることをお願いしたく、審査を申し立てます。

注1 2005年9月5日に開かれた、事故当事者の踏切保安係の刑事裁判の第3回公判における、同僚の踏切保安係に対する証人尋問での証言による。

注2 新聞報道、及び注1に記した踏切保安係の刑事裁判における同僚の踏切保安係の証言、並びに被告人質問における事故当事者の踏切保安係の証言による。

注3 2005年10月7日に開かれた踏切保安係の第4回公判における、池田直人・東武鉄道株式会社運輸部運転課長（事件発生当時）に対する証人尋問による。「駅長事務引継書」の証拠番号は「甲50号証」。

注4 2006年4月14日（金曜日）午後1時30分～同3時40分、於・東京地方検察庁634号室。立会事務官・中村様。

添付資料一覧（いずれも正本の写し）

平成18年3月27日付け「東地刑第1552号」処分通知書

1ページ

2006年4月11および14日付け「東京地方検察庁・担当検察官

あて質問状と回答メモ」

7ページ

2006年6月4日付け「東武伊勢崎線竹ノ塚駅踏切死傷惨事に係る、
東京地方検察庁担当検察官とのトラブルの事実経過」(総務省東京行政
評価事務所行政相談課(担当・柳田様)に送付したもの)

1ページ

付記

上掲の処分通知書には、以下の2点の誤りがございますので、御注意願います(いずれも検察官の誤記)。

1. 「平成17年6月30日付けで告発のあった」とあるは「平成17年6月26日付けで告発のあった」が正当。
2. 罪名に「殺人、殺人未遂、鉄道営業法違反」とあるは「殺人、傷害、鉄道営業法違反」が正当。

以上

記事 本状及び関係書類一式は、2006年8月4日に東京第一検察審査会事務局に持参し、担当者に直接手渡し。